

III – 税務

140 税効果計算業務において、回収可能性を考慮して繰延税金資産の計上を判断する際の要件として、最も適切な組み合わせはどれか。

- A: 収益力に基づく課税所得の十分性
- B: タックスプランニングの存在
- C: 将来加算一時差異の十分性

- a) A
- b) AとB
- c) AとC
- d) A、B、Cの全て

141 消費税の課税取引として最も適切なものはどれか。

- a) 社債・株式等の譲渡
- b) 会員権業者からのゴルフ会員権の譲渡
- c) 商品券の譲渡
- d) 居住用の住宅の貸付

14 税効果計算業務 14.2 繰延税金勘定計上 正解: d

繰延税金資産は資産性を持っているものの、回収可能性が認められない場合には、その資産性に対する信頼性の低下や純資産(利益剰余金)に算入された金額に対する信頼の低下につながりかねない。経営の健全性を確保する意味からも繰延税金資産の計上にあたっては、その回収可能性について厳正な判断が行われなければならない。

判断要件としては、以下が挙げられる。したがって、正解は(d)。

- ・収益力に基づく課税所得の十分性
- ・タックスプランニングの存在
- ・将来加算一時差異の十分性

15 消費税申告業務 15.1 課税区分管理 正解: b

消費税が課税される取引は、次のいずれの要件も満たす取引である。

- ① 国内において行うもの(国内取引)であること
- ② 事業者が事業として行うものであること
- ③ 対価を得て行われるものであること
- ④ 資産の譲渡等(資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供)であること

ただし、消費に対して負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないものや社会政策的な配慮から課税することが不相当と定めた取引(非課税取引)がある。選択肢のうち、(a)と(c)は前者に該当し、(d)は後者に該当する。したがって、正解は(b)。

III – 税務

142 消費税の課税区分上、免税取引として正しいものはどれか。

- A: 国内からの貨物の輸出
- B: 外国貨物の譲渡
- C: 非居住者に対する耐久消費財の販売
- D: 非居住者に対するサービスの提供

- a) A
- b) A及びB
- c) A、B及びC
- d) A、B、C及びD

143 国内において行う(国内取引)消費税課税対象取引について、正しいものはどれか。

- a) 法人による国外における役務の提供
- b) 法人が役員に対し無償で行った資産の貸付け又は役務の提供
- c) 個人事業者が家庭で使用している生活用資産の売却
- d) 事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付け及び役務の提供

144 消費税申告の際、その準備段階において想定されるリスクとコントロールについて述べた下記文章の()内にあてはまる語句は何か。最も適切な組合せを選べ。

「(A)に、当期における(B)を確認し、必要であれば自社の(C)方法を変更・周知する。」

- a) A:税額算定前 B:消費税法改正 C:消費税額算定
- b) A:税額算定前 B:法人税法改正 C:消費税額算定
- c) A:消費税法改正前 B:申告内容 C:消費税申告
- d) A:税額算定後 B:消費税法改正 C:消費税額算定

15 消費税申告業務 15.1 課税区分管理 正解: d

免税取引は、大きく次の3つに分類することができ、具体例としては以下の通りとなる。したがって、設問中のA~D全てが該当するので、正解は(d)となる。

(1) 輸出免税

国内からの貨物の輸出、外国貨物の譲渡、国際輸送、国際通信、国際郵便、非居住者に対するサービスの提供

(2) 輸出物品販売

非居住者に対する耐久消費財の販売、外国旅行者に対する贈答用物品販売

(3) その他

外航船舶に積み込む物品の譲渡、外国公館・海軍販売所、合衆国軍隊等に対する資産の譲渡

15 消費税申告業務 15.1 課税区分管理 正解: d

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等及び外国貨物の輸入である。したがって、正解は(d)。

なお、a)は国外での取引、b)は対価を得ない無償の取引、c)は事業として行われていない取引となり、課税対象取引の要件に該当しない。

15 消費税申告業務 15.2 消費税申告手続 正解: a

税務申告にあたり、まず該当とする法改正の内容を必ず事前確認しておかなくてはならない。本問の場合は消費税申告であるので、税額算定前に消費税法改正を確認し、必要であれば自社の消費税額算定方法を変更・周知する必要がある。したがって、正解は(a)。